

内部監査の品質向上と内部監査業務の改善を支援する

内部監査部門の外部評価

日本内部監査協会は、内部監査の品質向上を目指し、発展を続ける内部監査部門のために外部評価業務を提供します。適格にして独立した外部評価者が、内部監査部門の「基準」への適合性レベルを評価します。さらに、内部監査部門の有効性と効率性を検討し、内部監査の豊富な知見をもとに所見を示し、改善のための提言を行うことで、内部監査部門の品質向上と改善を図ります。



一般社団法人日本内部監査協会

The Institute Internal Auditors-Japan

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

I. 内部監査の品質評価	3
II. 外部評価の目的	3
III. 外部評価のフレームワーク	4
IV. 外部評価チーム	5
V. 外部評価のメリット	5
VI. 情報の守秘	6
VII. 外部評価の費用とお支払い	6
VIII. ご相談 / お見積	7

I. 内部監査の品質評価

内部監査の品質の向上・維持を図り、経営組織体により一層の貢献を

昨今の企業を取り巻く経営環境は世界的に厳しさを増し、内部監査部門は組織経営の目的達成に役立つ内部監査の実施に向けて、より一層の努力を重ねています。そして、組織経営の目標達成に役立つ内部監査の品質を確保・維持する手段として「内部監査の品質評価」の関心も高まり、外部評価に取り組む企業も増えています。このような状況の中、一般社団法人日本内部監査協会（以下、協会）は、内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors：以下、IIA）が確立したグローバル・スタンダードの外部評価の手法を用いて、協会の正会員（法人会員）を対象に外部評価を提供します。

内部監査の実務において範となる「基準」では、5年に1回は外部評価を実施することが規定されています。定期的な外部評価の実施は、内部監査部門の基準および倫理綱要への適合性を高め、改善を図ることで、高品質な内部監査の構築につながります。

協会の外部評価の特色

協会は、50年以上の歴史を持つ内部監査の専門団体であり、内部監査の「基準」の設定機関です。品質評価の推進機関として、品質評価のガイダンス(*)を公表するとともに、外部評価者が修了すべき研修会を主催しています。内部監査の専門団体であるからこそ、豊富な知識と経験を有する熟達した専門家を外部評価者として選任することができます。

*「内部監査品質評価ガイド」および「新 内部監査の品質評価マニュアル」

II. 外部評価の目的

内部監査のさらなるレベルアップのために

IIAが20年にわたり、世界各国のあらゆる産業、さまざまな政府機関等で実施してきた外部評価の実績を踏まえ、協会は日本の制度・風土・環境に適した外部評価を提供します。協会の外部評価の目的は、次のとおりです。

1. 貴社の内部監査部門の「基準」への適合性レベルの評価

「基準」とは、IIAが制定した「内部監査の専門職的实施の国際基準」および協会が制定した「内部監査基準」を指します。これらの「基準」への適合性を総合的に評価し、内部監査人の倫理綱要の遵守状況も評価します。

2. 貴社の内部監査部門の有効性と効率性

外部評価チームは、内部監査部門の有効性と効率性の向上について検討し、改善の機会を明らかにし、「基準」への適合性および有効性と効率性についての所見を示

します。さらに、内部監査の豊富な成功事例等を活用し、改善のための提言を行います。

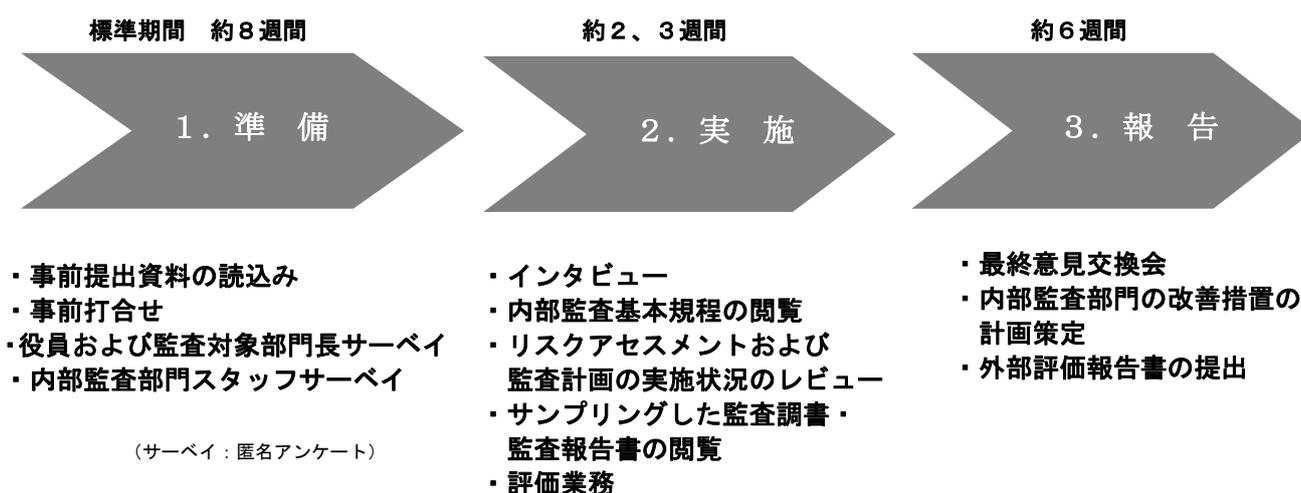
3. 効率的かつ実効性の高い外部評価プロセス

上記の1および2は、密接に結びついています。協会の外部評価プロセスは、「基準」の適合性レベルの評価および有効性と効率性の向上の検討を、1つのプロセスとして一体化して実施します。一体化することで、より効果の高い外部評価を提供します。

Ⅲ. 外部評価のフレームワーク

内部監査のプロフェッショナル・チームによる有益な評価プログラム

協会の外部評価は、「新 内部監査の品質評価マニュアル」および「内部監査品質評価ガイド」を評価業務の手引きとして使用します。「新 内部監査の品質評価マニュアル」に含まれる総合的な評価プログラムは、準備・実施・報告の3段階で構成されています。



1. 準備段階

現地訪問の前に、外部評価に必要な情報（貴社の環境、リスク、内部監査部門の規模や構造、監査対象部門の意見など）を提供していただき、外部評価チームが資料を読み込みます。

2. 実施段階

外部評価チームが貴社を訪問して評価業務を行います。外部評価チームが、トップマネジメント・監査対象部門長・内部監査部門スタッフ・外部監査人等に、内部監査への期待や満足度等についてインタビューを行います。

監査関連文書を分析し、内部監査部門長やスタッフとディスカッションを重ね、重要な課題を識別します。

3. 報告段階

外部評価報告書は、評価概要（エグゼクティブサマリー）および評価詳細（所見と改善のための提言）で構成されています。評価概要には、「基準」への適合性レベルに関する意見（3段階評価：GC・PC・DNC）が含まれます。評価詳細では、具体的な改善のための提言を示します。

IV. 外部評価チーム

内部監査に熟達した信頼性の高い外部評価者たち

協会が提供する外部評価の大きな特色の1つは、次の条件を考慮した外部評価チーム・リーダーとチーム・メンバーを選任できることです。外部評価期間中、外部評価者とのディスカッションを通じ、内部監査の高度化に向けてベスト・プラクティスなどのアドバイスを受けられるのは大変有益です。

- ◆ 公認内部監査人（CIA）の資格取得者
- ◆ IIA または協会が開催した「品質評価トレーニングコース」を修了した者
- ◆ 内部監査部門長または管理者レベルの3年以上の内部監査実務経験者
- ◆ 内部監査の理論・実務や基準に精通している者
- ◆ 日本の内部監査の推進・発展に注力してきた者

協会は、内部監査部門長に対して、外部評価チームの構成員の氏名、外部評価の作業実施の適格性を示す職務履歴、取得資格等の情報を契約段階で開示します。

V. 外部評価のメリット

組織体全体に広がる波及的な外部評価の効果

1. 内部監査部門長にとってのメリット

「基準」への適合性の評価により、内部監査部門の強みと弱みを明らかにします。改善のための提言と最適な成功事例等を活用することで、内部監査部門の改善と品質の向上が期待できます。外部評価は、内部監査部門が組織体により大きく貢献し、最高経営者や取締役会等から、さらに高い信頼を得る機会となります。

2. 内部監査部門スタッフにとってのメリット

外部評価を通じて、内部監査部門スタッフは業務全体を把握し、課題を認識する良い機会となります。また、内部監査部門の品質改善に向けた意見表明にもなります。さらに、専門的なスキルを持った外部評価チームの評価手順、多角的な質問、関係文書のチェック内容などを知ることは、「基準」に沿った内部監査実務の改善に取り組むきっかけとなります。

3. 最高経営者・取締役会・監査役（会）にとってのメリット

最高経営者・取締役会は、内部監査が適切に運営されるように内部監査部門を指導監督する責任があります。外部評価の結果は、最高経営者・取締役会の指導監督の判断材料の1つとして活用できます。外部評価者とのインタビューは、内部監査の本質的な役割を深く理解していただく良い機会となります。

4. 監査対象部門にとってのメリット

匿名サーベイやインタビューを通じ、内部監査の品質向上に向けての忌憚のない意見を伝えることができます。内部監査の向上により、さらに有効かつ効率的な監査を受けることができます。

VI. 情報の守秘

細心の注意と守秘義務の徹底

貴社に関する情報の守秘は最も重要です。貴社と協会は秘密保持の契約を締結し、協会と外部評価チームも秘密保持の契約を結びます。特に制限を要する情報や、個々の監査報告書の資料等は貴社の施設から一切持ち出しいたしません。

VII. 外部評価の費用とお支払い

外部評価の料金は、業務委託料と必要経費のみ

1. 業務委託料

協会が派遣する外部評価チームの人数・期間をもとに計算いたします。

2. 必要経費

外部評価業務の遂行に発生した交通費および宿泊費（必要な場合のみ）等が業務委託料に加算されます。

3. お支払い

ご契約の締結後数週間以内に、着手金として業務委託料の一部を請求させていただきます。着手金入金確認後に、外部評価業務を開始いたします。

外部評価報告書提出後に、業務委託料の残金と必要経費の合計金額を請求させていただきます。

Ⅷ. ご相談 / お見積

ご相談・お見積は随時受け付けておりますので、下記よりご連絡ください。
なお、お申込が集中した場合、ご要望にお応えできかねることもございますので、あらかじめご了承ください。

一般社団法人日本内部監査協会 品質評価推進室
〒104-0031 東京都中央区京橋 3-3-11 京橋サウス

電話：03-6214-2231（代） メールアドレス：equ@iiajapan.com

<ご注意>

1. 協会の外部評価は、以下の事項を保証するものではありません。
 - ・個々の内部監査業務の妥当性
 - ・外部評価業務遂行により、内部監査部門のあらゆる不適切性を発見すること
2. 協会の外部評価結果や報告書等に基づいて、自己の業務上の意思決定や対応措置を実施決定した場合でも、その決定等について協会はいかなる責任も負いません。また、自己の意思決定や対応措置の実施の結果、自己の従業員、顧客、第三者に損害を及ぼした場合も、協会はいかなる責任を負いません。
3. 契約に基づく守秘義務を遵守することを条件に、協会の外部評価の結果や報告書を内部監査の品質向上や内部監査業務の改善のために、内部利用することができます。
4. 契約を行う際は、協会の契約書を使用いたします。
5. 協会の外部評価の実施対象は、正会員（法人会員）に限らせていただきます。